

「無期業務限定社員就業規則(請負・委託)」附則
月給制無期業務限定社員賃金規程

株式会社パソナロジコム

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、「無期業務限定社員就業規則(請負・委託)」第32条第1項に基づき月給制で賃金を支払う業務限定社員(以下「月給制限定社員」という)の賃金について定める。

(賃金)

第2条 月給制限定社員には月による変動がない月給(第3条に定める本給)を、本条第3項乃至第9項の定めに基づいて加算、控除をし、支払う。

2 賃金の計算期間は、毎月1日から末日までとし、翌月25日に、直接通貨により、又は月給制限定社員が指定する銀行その他の金融機関の口座に振り込んで支払う。25日が銀行非営業日のときは、その直前の営業日に支払う。

3 賃金の支給に際しては、所得税、社会保険料など法令に定められた金額を控除する。

4 月給制限定社員が1日または週の法定労働時間を超えて就労した場合には、労働基準法に定めるところによりその時間について通常の2割5分増しの賃金を支払う。

5 法定休日(1週につき1日または、4週の場合は、通じて4日)に労働させた場合は、その時間について通常の3割5分増しの賃金を支払う。

6 変形労働時間制(フレックスタイム制も含む)を採用し労働基準法の定める時間外労働をさせた場合は、2割5分増し(月60時間を超えた場合は、60時間を超えた時間について5割増し)の賃金を支払う。

7 深夜(午後10時から午前5時)に労働させた場合は、2割5分増しの賃金を支払う。

8 時間あたり賃金の計算式は、以下とする。なお、月間所定勤務日数は別表により算出するものとする。

本給×1/月間所定勤務日数×1/所定勤務時間

9 支給額の調整について

賃金計算期間の中において次の各号のいずれかに該当する場合、当該期間における本給から、その月の未就労1時間について1時間あたりの賃金を時間単位で減額する。ただし、その月の未就労時間数が80時間を超えた場合、就労1時間について1時間あたりの賃金を支給する。

(1) 遅刻、早退、欠勤、または無給休暇

(2) 雇用契約の開始または終了

10 会社は本規程の適用を受ける月給制限定社員に対し、「月給制業務限定社員就業規則(請負・委託)」及び本規程に定める他は、なんらの支払も行わない。

f

(本給)

第3条 月給制限定社員に支給する本給は就業条件明示書で示す額を支給する。

(規定適用)

第4条 本規程に定めなき月給制限定社員の就業に関する事項は「無期業務限定社員就業規則(請負・委託)」によるものとする。なお本規程と「無期業務限定社員就業規則(請負・委託)」に矛盾、抵触する定めがある場合は、本規程の定めが優先するものとする。

〔 附 則 〕

(所管及び改廃)

第5条 本規程は管理部が所管し、改廃は規程を所管する部署が改正案を稟申し、代表取締役社長の決裁を得るものとする。

(施行期日)

第6条 この規程は、2020年4月1日から実施する。

別表 月間所定勤務日数の算定

「月間所定勤務日数」	月間所定勤務日数＝年間所定勤務日数（※）×1 / 12
------------	-----------------------------

※ 年間所定勤務日数＝当年4月～翌年3月の暦日数から土日祝および、年末年始（12月30日～1月4日）を除いた日数とする。ただし、所定就業日数が週5日に満たない場合は別に定める。